

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント  
 代表者名 代表取締役社長 富士本 淳  
 (JASDAQ・コード 6425)  
 問合せ先 広報・IR 室  
 電話番号 03-5530-3055 (代表)

**海外募集による自己株式の処分に係る処分株式数の増加及び  
 処分価格等の決定に関するお知らせ**

平成 29 年 3 月 9 日付当社プレスリリース「海外募集による自己株式の処分に関するお知らせ」に記載の海外募集による自己株式の処分に關し、同日に実施されたブックビルディングにおいて申告された総需要株式数が、当該プレスリリースに記載の予定処分株式数 5,000,000 株を上回ったことから、株価動向その他の市場環境を勘案した結果、『OKADA MANILA®』のより安定した運営を実現するための事業運営資金の確保を目指し、平成 29 年 3 月 9 日付の取締役会において、下記の通り予定処分株式数を超える株式数につき自己株式の処分を決議し、同時に処分価格（募集価格）等を決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、上記決議における決定の内容については、下記に記載の事項を除いて、当該プレスリリースをご参照下さい。

記

1. 海外募集による自己株式の処分

(1) 処 分 株 式 数		5,500,000 株
(2) 処分価格（募集価格）	1 株につき	金 3,950.0 円
(3) 処分価格（募集価格）の総額		21,725,000,000 円
(4) 払 込 金 額	1 株につき	金 3,774.6 円
(5) 払 込 金 額 の 総 額		20,760,300,000 円
(6) 払 込 期 日		平成 29 年 3 月 27 日（月）

(注) 引受人は払込金額で買取引受けを行い、処分価格（募集価格）で募集を行います。  
 自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされません。

<ご参考>

1. 処分価格（募集価格）の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成 29 年 3 月 9 日（木）	4,385 円
(2) ディスカウント率		9.9%

2. 今回の海外募集による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	6,811,200 株	(平成 29 年 3 月 8 日現在)
海外募集による自己株式の処分 による処分株式数	5,500,000 株	

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式処分に関して日本国内において一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されていません。また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

海外募集による自己株式の処分  
後の自己株式数

1,311,200株

3. 調達資金の使途

本海外募集による自己株式の処分により調達する手取概算額 20,748,500,000 円については、『OKADA MANILA®』のグランドオープンに際し、運営子会社である Tiger Resort, Leisure and Entertainment, Inc. への投融資を通じ、同社の①カジノ運営、飲食店及びホテル事業を含むカジノリゾート事業の安定的な運営のために必要な事業資金、②グランドオープン後のお客様の増加に対応するための従業員の増大に対応する人件費用、③優良顧客の誘致を目的とした各種イベント開催等の積極的なマーケティング活動のための資金及び主にアジア、東南アジア、中東地域を中心とする海外営業拠点の拡充のために必要な資金に充当する予定です。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の自己株式処分に関して日本国内において一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されていません。また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び当社の財務諸表を記載し、当社から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。